

令和7年3月31日

関係者各位

学校法人 山野学苑
理事長 山野愛子ジェーン

山野ホール等の学苑施設の貸し出しについて

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月より、貸し出しを中止しております当学校法人が所有する代々木に所在する山野ホール等の学苑施設について、これまで関係官署と相談及び協議等を進めてまいりました結果、以下のことが確認されました。

山野ホール等は第2種住居地域に所在することから、建築基準法上、劇場等の用途で使用できないことに加え、この地域では、一時的な用途の変更手続によっても、劇場等の用途で使用することができないことが確認されました。

以上のことを踏まえ、今後は法令遵守を徹底し、代々木に所在する山野ホール等の学苑施設については、イベント、コンサートなどチケットを販売し不特定多数の来場者を入場させる等の貸し出しは一切行わないこととし、学内利用や本校の教育研究活動に関連する資格試験や研究会のほか、公共団体が行う社会貢献に資する行事等で理事会の承認を受けた行事に限定して使用することとしました。

関係の皆様には多大なご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫びいたしますとともに、今後とも山野学苑の教育研究活動にご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

法人事務局 広報室

E-mail: hojinkoho@yamano.jp